

小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、近年増加している熱中症の被害の低減を図るため、冷房機能を伴う機器（以下「冷房機器」という。）の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱（平成31年小鹿野町告示第34号。以下「要綱」という。）の特例を定めるものとする。

(助成対象者及び助成対象住宅の特例)

第2条 この告示による助成対象者は、要綱第3条第1項の規定に掲げる個人とする。

2 助成金の交付対象となる住宅は、助成対象者が対象住宅に入居した時点から、冷房機器を設置したことがないことに加え、次に掲げる各号のいずれかに該当する既存住宅とする。

(1) 助成対象者が所有し、自らが居住している住宅

(2) 助成対象者が賃借して居住し、リフォーム工事の施工に関して所有者の承諾がある住宅

(助成対象工事の特例)

第3条 この告示による助成対象工事は、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に該当する住宅に限り、冷房機器の設置工事を対象とする。

(助成対象経費の額の特例)

第4条 この告示による助成対象経費の額は、要綱第6条の規定にかかわらず、3万円（消費税を含む。）以上の額とする。

(助成金の額の特例)

第5条 この告示による助成金の額は、要綱第7条第1項の規定にかかわらず、助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）で、5万円を上限とする。

(助成の申請の特例)

第6条 この告示による助成の申請は、要綱第8条の規定に掲げる書類に加え、誓約書（様式第1号）を添えて、町長に申請しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効前に、第6条の規定により交付申請を行った者に対する助成金の交付決定その他の措置については、令和3年4月1日以降もなおその効力を有する。